

令和4年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について

令和4年4月8日
司法試験委員会

令和4年司法試験及び司法試験予備試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を下記のとおり実施します。

記

1 マスクの着用等について

試験場内では、飲食時を除き、必ずマスクを着用してください。なお、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。飛沫感染防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験場内での私語は厳に慎んでください。

試験場に手指消毒用の消毒液を設置しますので、適宜使用してください。

2 試験室等の換気について

試験室等は、換気のため、試験時間中も含めてドア等を開放することがありますので御承知おきください。

3 試験場への集合等について

試験場入口にサーモグラフィを設置するなど、体温測定を実施する予定ですので、時間に余裕を持って試験場に到着するようにしてください。なお、試験場への移動に際しても、公共交通機関及び試験場周辺等において多人数が密集する状態を避けるよう配慮してください。

4 体調不良の場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症等（感染症法第六条で定める一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。（3）において同じ。）に罹患し、試験当日に入院中又は自宅療養や宿泊療養を求められている者は、受験できません。
- (2) 試験場において実施する体温測定の結果、発熱（37.5度以上）が認められた場合は、試験場の担当者の指示に従い、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を実施し、同検査で陽性と判定された場合は、受験できません。
- (3) 発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる場合は、他の受験者等への影響を考慮し、受験を控えていただくようお願いします。

なお、(1)(2)(3)いずれの場合についても、受験しなかった場合の追試験や受験料返還等の特別措置は予定していません。